

【資料3－2－2】

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会福祉のまちづくり協議委員会 の設置及び運営に関する要綱

令和4年5月23日
要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市地域共生社会推進事業実施要綱（平成30年要綱第50号）第12条第1項第2号カに規定する協議体として、福祉のまちづくり協議委員会（以下「協議委員会」という。）を社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第8条に規定する福祉のまちづくり委員会の活動報告を受け、意見を述べること。
- (2) 福祉のまちづくり委員会では解決できない地域生活課題を協議し、支援に向けた方向性を提案すること。
- (3) 日常生活圏域ごとの地域の現状及び課題を把握するための地域診断を定期的に実施し、当該診断内容を福祉のまちづくり委員会に情報提供すること。
- (4) 狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱（令和元年要綱第72号）第1条の規定により設置する狛江市地域共生社会推進会議に対して、包括的支援体制の整備に向けた提案すること。
- (5) その他協議会会长（以下「会長」という。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議委員会は、9人以内とし、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 地域活動団体関係者
- (2) 地域防災関係者
- (3) 地域の居場所づくり関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 市民活動支援センター関係者
- (6) 福祉サービス事業関係者
- (7) 相談支援包括化推進員
- (8) 生活支援コーディネーター
- (9) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、協議委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面等による会議)

第7条 委員長は、委員の招集が困難な場合は、書面又は電磁的記録により会議を開催することができる。

- 2 前項に規定する決議については、前条第3項の規定を準用する。

(福祉のまちづくり委員会の設置)

第8条 協議委員会は、地域生活課題を共有し、課題解決に向けた協議や支援等を行う組織として、地域住民、福祉関係者等で構成された福祉のまちづくり委員会を設置する。

- 2 福祉のまちづくり委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 協議委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、協議委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、議決の日から施行する。